

令和8年6月2日招集

令和8年（2026年）

第2回胎内市議会定例会議案

提出議案一覧表

議案番号	議 件	頁
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて 専第4号 令和7年度胎内市一般会計補正予算（第14号）	1
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて 専第5号 胎内市税条例の一部を改正する条例	4
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて 専第6号 胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	18
議第56号	令和8年度胎内市一般会計補正予算（第1号）	21
議第57号	令和8年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	31
議第58号	令和8年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	37
議第59号	令和8年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）	43
議第60号	令和8年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	49
議第61号	令和8年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	50
議第62号	令和8年度胎内市水道事業会計補正予算（第1号）	52
議第63号	令和8年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	54
議第64号	胎内市監査委員条例等の一部を改正する条例	55
議第65号	胎内市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	57
議第66号	胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	68
議第67号	胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例及び胎内市サンセット中条条例の一部を改正する条例	69
議第68号	胎内市長寿顕彰条例の一部を改正する条例	72
議第69号	胎内市印鑑条例の一部を改正する条例	73
議第70号	胎内市胎内フィッシングパーク及び胎内ボート場条例の一部を改正する条例	75
議第71号	工事請負変更契約の締結について	76
議第72号	動産の取得について	77

報告一覧表

報告番号	案 件	頁
報告第9号	令和7年度胎内市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	82
報告第10号	令和7年度胎内市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	84
報告第11号	令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	88
報告第12号	令和7年度胎内市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について	90
報告第13号	令和7年度胎内市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について	92
報告第14号	令和7年度胎内市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	94

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 4 号

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 7 年度胎内市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

上記は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

胎内市長 井畑明彦

第1表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金返還事業	19,324

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 5 号

胎内市税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市税条例の一部を改正する条例

胎内市税条例（平成 17 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 10 条中「、第 69 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 69 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 21 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 22 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 25 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 25 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 25 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 25 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「次条第 1 項において同じ。」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 25 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶

者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 40 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 25 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第 51 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 68 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 68 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 69 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 69 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 69 条の 3 から第 69 条の 8 までを削る。

第 69 条の 9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 69 条の 3 とする。

第 69 条の 10 を削る。

第 70 条の見出し、同条、第 71 条の見出し、同条、第 73 条（見出しを含む。）及び第 74 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 76 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 77 条の見出しから第 79 条の見出しまで並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 80 条第 2 項前段中「第 68 条第 3 項ただし書」を「第 68 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 68 条第 3 項ただし書」を「第 68 条第 2 項ただし書」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 5 条中「平成 30 年度から令和 9 年度まで」を「平成 30 年度以後」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第6条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「平成22年度から令和20年度まで」を「平成22年度から令和25年度まで」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第6条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条第1項中「昭和57年度から令和9年度まで」を「昭和57年度から令和12年度まで」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「 $\frac{7}{6}$ 」を「 $\frac{5}{3}$ 」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第15項中「附則第15条第

25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 17 項から第 19 項までを削り、同条第 20 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条中第 26 項を第 23 項とし、第 27 項を第 24 項とし、同条に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 9 条の 3 第 7 項中「令附則第 12 条第 16 項」を「令附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「令附則第 12 条第 19 項」を「令附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第 9 条の 4 法附則第 16 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 41 条第 7 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 3 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1 月 31 日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

(2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 5 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和 8 年度分及び令和 9 年度分の固定資産税については、

第 74 条の規定は適用しない。

- 3 法附則第 16 条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 4 号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 3 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 14 条の 2 から第 14 条の 6 までを削る。

附則第 15 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「次項から第 4 項まで」を「次項及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「当該初回車両番号指定を受け

た日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 15 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「前条第 2 項から第 4 項まで」を「前条第 2 項又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 15 条の 3 第 3 項第 2 号、第 15 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 16 条第 3 項第 2 号中「、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「昭和 63 年度から令和 8 年度まで」を「昭和 63 年度から令和 11 年度まで」に改め、同条第 2 項中「昭和 63 年度から令和 8 年度まで」を「昭和 63 年度から令和 11 年度まで」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 17 条第 5 項第 2 号及び第 18 条第 2 項第 2 号中「、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 18 条の 3 の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 18 条の 4 の 3 とする。

附則第 18 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 18 条の 4 の 2 とする。

附則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号中「、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 18 条の 4 とする。

附則第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 22 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 22 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 22 条の 6 から第 22 条の 8 まで、第 22 条の 9 第 1 項、附則第 6 条第 1 項及び附則第 6 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 22 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 7 第 1 項前段、第 22 条の 8、第 22 条の 9 第 1 項、附則第 6 条第 1 項及び附則第 6 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。

- (3) 第 24 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得割等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 4 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 25 条の 2 第 1 項ただし書、第 25 条の 3 の 2 及び第 25 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 5 条の改正規定及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 51 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 22 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 6 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 8 条の 2 の改正規定及び附則第 116 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 6 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 119 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の胎内市税条例（以下「新条例」という。）第25条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第25条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の胎内市税条例第25条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について

は、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の胎内市税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

胎内市長 井畑明彦

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 6 号

胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

胎内市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 3 条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 11 条第 1 項各号列記以外の部分中「66 万円」を「67 万円」に、「並びに同条」を「、同条」に改め、「17 万円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）」を加え、同項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の胎内市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 8 年度胎内市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 163,462 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,341,462 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金 3 国庫委託金
16 県支出金	2 県補助金
19 繰入金	1 基金繰入金
21 諸収入	6 雑入
22 市債	1 市債
歳入合計	

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
	6 監査委員費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
	4 国民年金費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	4 都市計画費
	5 住宅費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
13 災害復旧費	
	2 農林水産業施設災害復旧費
14 予備費	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
141,945	233	142,178
141,945	233	142,178
2,299,531	4,394	2,303,925
1,965,076	7,170	1,972,246
158,150	3,411	161,561
90,404	△6,071	84,333
82,081	△108	81,973
2,223	△8	2,215
5,593,833	△17,612	5,576,221
2,872,994	25,381	2,898,375
2,408,266	△36,323	2,371,943
303,063	△5,597	297,466
9,509	△1,073	8,436
1,241,045	2,040	1,243,085
715,900	1,498	717,398
525,145	542	525,687
848,571	31,575	880,146
669,481	31,575	701,056
825,156	17,120	842,276
825,156	17,120	842,276
1,588,218	60,739	1,648,957
99,875	10,201	110,076
1,210,443	52,045	1,262,488
88,510	1,205	89,715
106,081	△2,712	103,369
633,966	126	634,092
633,966	126	634,092
2,390,224	22,405	2,412,629
210,726	18,841	229,567
743,293	7,254	750,547
416,424	4,719	421,143
511,584	△1,683	509,901
231,523	△6,726	224,797
12,000	32,442	44,442
0	32,442	32,442
20,000	10,000	30,000

歳出

款	項
	1 予備費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
20,000	10,000	30,000
19,178,000	163,462	19,341,462

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
し尿等下水道投入施設維持管理業務委託料	令和9年度	18,750
	令和10年度	18,750
	令和11年度	18,750
	令和12年度	18,750
	計	75,000
産業文化会館管理業務委託料	令和9年度	25,600
	令和10年度	25,600
	令和11年度	25,600
	計	76,800
展観施設管理業務委託料	令和9年度	24,500
	令和10年度	24,500
	令和11年度	24,500
	計	73,500

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎設備更新事業	千円 2,200	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00% 以内 (ただし、利率で借 見直し方式で借 り入れられる政府資 金などで、利率 見直しを行って、 後については、 当該見直し後の 利率とする。)	政府資金又はは県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ の債権者と協議す る。ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し は繰上償還又はこ の低利に借換する ことができる。

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
道路等整備事業	千円 242,500	普通貸借 又は 証券発行	千円 259,700	補正前 と同じ
河川整備事業	57,500		56,700	
過疎対策事業	196,500		202,300	
辺地対策事業	516,100		518,300	
災害復旧事業	12,000		12,600	

令和 8 年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,523 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,810,877 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
5 繰入金	1 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
221,262	△4,523	216,739
221,262	△4,523	216,739
2,815,400	△4,523	2,810,877

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
59,103	△4,523	54,580
56,079	△4,523	51,556
2,815,400	△4,523	2,810,877

令和 8 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,468 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,820,568 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 国庫支出金	2 国庫補助金
5 県支出金	2 県補助金
7 繰入金	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
歳入合計	

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
3 地域支援事業費	3 包括的支援事業・任意事業費
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出 合 計	

令和 8 年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の地域産業振興事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 275,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
7 市債	
	1 農林水産業債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
45,800	9,300	55,100
45,800	9,300	55,100
266,300	9,300	275,600

歳 出

款	項
1 農林水産業費	1 農業費
歳 出 合 計	

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 前		正		補 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域産業施設整備事業	千円 45,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる政府資 金などで、利率 見直しを行って 後については、 当該見直し後の 利率とする。)	政府資金又は県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ その債権者と協定す る。ただし、市政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し は繰上償還又はこ とができる。	千円 55,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

議第 60 号

令和 8 年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度胎内市の公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
包括的維持管理業務委託料	令和 9 年度	125,000
	令和 10 年度	125,000
	令和 11 年度	125,000
	令和 12 年度	125,000
	計	500,000

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

議第 61 号

令和 8 年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度胎内市の農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度胎内市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 270,045 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,958 千円及び過年度分損益勘定留保資金 261,087 千円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	683,266	179	683,445
第 1 項 建設改良費	171,640	179	171,819

（債務負担行為）

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
包括的維持管理業務委託料	令和 9 年度	55,500
	令和 10 年度	55,500
	令和 11 年度	55,500
	令和 12 年度	55,500
	計	222,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	12,851	163	13,014

令和8年6月2日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 8 年度胎内市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度胎内市の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度胎内市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 水 道 事 業 費 用	697,314	4,907	702,221
第 1 項 営 業 費 用	616,236	4,907	621,143

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 236,295 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,729 千円及び当年度分損益勘定留保資金 213,566 千円で補填するものとする。)」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	551,449	146	551,595
第 1 項 建 設 改 良 費	253,114	146	253,260

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	79,119	4,459	83,578

令和8年6月2日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和8年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度胎内市の簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和8年度胎内市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 （単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	199,781	1,177	200,958
第1項 営業費用	178,323	1,177	179,500

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
（1）職員給与費	15,000	1,061	16,061

令和8年6月2日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市監査委員条例等の一部を改正する条例

(胎内市監査委員条例の一部改正)

第1条 胎内市監査委員条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(胎内市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 胎内市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第253号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(胎内市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 胎内市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第263号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(胎内市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 胎内市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第266号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(胎内市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 胎内市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(胎内市第一簡易水道事業及び胎内市第二簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 胎内市第一簡易水道事業及び胎内市第二簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年6月2日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

胎内市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 12 条の 2」を「第 8 条」に、
「第 2 章 内国旅行の旅費（第 13 条—第 23 条）
第 3 章 外国旅行の旅費（第 24 条—第 32 条） を
第 4 章 雑則（第 33 条・第 34 条） 』
「第 2 章 旅費の種目及び内容
第 1 節 通則（第 9 条）
第 2 節 交通費（第 10 条—第 13 条）
第 3 節 宿泊費等（第 14 条—第 16 条） に改める。
第 4 節 転居費等（第 17 条・第 18 条）
第 5 節 その他の種目（第 19 条—第 21 条）
第 3 章 雑則（第 22 条—第 26 条） 』

第 2 条第 1 項第 3 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項に次の 2 号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「を変更(取消しを含む。以下同じ。)され」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行うもの(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「と認める場合には」を「場合で、前項の規定に該当するときは」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「記載し」を「記載又は記録をし」に改め、同項ただし書中「これを変更する」を「その変更をする」に、「記載し」を「記載又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第6条とする。

第9条の前の見出し及び同条から第11条までを削る。

第12条第1項前段中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録し

た電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「書類」を「資料」に改め、「当該旅費」の次に「若しくは当該金額」を加え、「支払を」を「支出又は支払を」に改め、同項後段中「必要な」を「、必要な」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「5日以内に」を「所定の期間内に、」に改め、同条第3項中「直ちに」を「所定の期間内に、」に改め、同条第4項中「及び様式」を「又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条を第7条とし、第12条の2を第8条とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を「第2章 旅費の種目及び内容」に改める。

第8条の次に次の1節を加える。

第1節 通則

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費及び渡航雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第9条の次に次の節名を付する。

第2節 交通費

第13条第1項中「の額は、次の各号のいずれかに規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、「急行料金及び座席指定料金による」を「は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項第1号中「その乗車に要する」を削り、同項第2号中「急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 寝台料金

第13条第1項第4号中「座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長、副市長又は教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第13条第3項から第5項までを削り、同条を第10条とする。

第14条第1項中「の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、「寝台料金及び座席指定料金による」を「は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特

に必要とするものに限る。)の額の合計額とする」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 運賃

第14条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った」を削り、同号を同項第2号とし、第14条第1項第5号を削り、同項第6号中「座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、」を削り、同号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第14条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長、副市長又は教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第14条を第11条とする。

第15条中「の額は、現に支払った旅客運賃による」を「は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第15条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長、副市長又は教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第15条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する費用
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれらに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用
- (3) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして規則で定める費用
- (4) 前3号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第16条及び第17条を削り、第13条の次に次の1節を加える。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、宿泊先の区分に応じた別表の宿泊費基準額の範囲内の実費額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額

は、別表に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第14条に規定する宿泊費又は前条に規定する包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第18条を削り、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 転居費等

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの費用、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 を削り、第 18 条の次に次の節名を付する。

第 5 節 その他の種目

第 19 条を次のように改める。

(渡航雑費)

第 19 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第 20 条及び第 21 条を削る。

第 22 条中「第 3 条第 2 項第 1 号」の次に「又は第 3 号」を加え、「次に規定する旅費」を「退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

第 22 条を第 20 条とする。

第 23 条第 1 項中「第 3 条第 2 項第 2 号」の次に「又は第 4 号」を加え、「次の各号に掲げる旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項中各号を削り、同条第 2 項を削り、同条を第 21 条とする。

第 3 章を削り、第 4 章中第 33 条の前に次の 1 条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第 22 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号及び第 13 条各号に掲げる各費用について、第 6 条及び第 10 条から第 13 条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び

渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第33条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「旅費は」を「旅費を」に改め、同条第3項を削り、同条を第23条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第34条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施のため」に改め、同条を第26条とする。

第4章を第3章とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第 14 条、第 16 条関係）

区分	宿泊費基準額 (1 夜につき)	宿泊手当 (1 夜につき)
東京都	21,000 円	2,400 円
京都府	20,000 円	
千葉県、兵庫県、福岡県	17,000 円	
埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	16,000 円	
北海道、香川県	15,000 円	
岡山県、広島県、熊本県	14,000 円	
山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	13,000 円	
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、 三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、 沖縄県	12,000 円	
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、 和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島 県	11,000 円	
岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	10,000 円	
福島県、鳥取県、山口県	9,000 円	

備考

- 1 外国旅行に係る宿泊費基準額については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。次項において「省令」という。）別表第 2 第 2 号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じて同表の職務の級が 10 級以下の者の欄に掲げる額とする。
- 2 外国旅行に係る宿泊手当の額については、省令別表第 3 第 2 号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じて宿泊手当の欄に掲げる額とする。

別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の胎内市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の胎内市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項（第1号及び第2号に限る。）及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

別表第 1 を別表とし、別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例及び胎内市サンセット中条条例の一部を改正する条例

(胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例の一部改正)

第1条 胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例(平成17年条例第130号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

村松浜高齢者健康増進ふれあい施設使用料

施設名	区分		使用料
休憩室2	午前		1,028円
	午後		1,028円
	夜間		1,028円
休憩室3	午前		1,028円
	午後		1,028円
	夜間		1,028円
多目的ルーム	午前		1,028円
	午後		1,028円
	夜間		1,028円
浴室	1回	65歳以上	400円
		一般	450円(うち入湯税50円)
		12歳以上18歳未満	204円(うち入湯税50円)
		4歳以上12歳未満	154円
	回数券(11枚つづり)	65歳以上	4,000円
		一般	4,550円(うち入湯税550円)

	12歳以上 18歳未満	2,090円（うち入湯税 550円）
	4歳以上 12歳未満	1,540円
	4歳未満	無料

（胎内市サンセット中条条例の一部改正）

第2条 胎内市サンセット中条条例（平成17年条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

サンセット中条使用料

施設名	区分		使用料
チューリップ	1時間につき		740円
水芭蕉			740円
ハマナス			370円
櫛形山（全室）			1,480円
櫛形山（南側）			740円
櫛形山（北側）			740円
鳥坂山			740円
白鳥山			740円
会議室			740円
体育室兼多目的ホール			1,542円
浴室	1回	65歳以上	400円
		一般	450円（うち入湯税 50円）
		12歳以上 18歳未満	204円（うち入湯税 50円）
		4歳以上 12歳未満	154円
		サウナ利用	102円
	回数券（11枚つづり）	65歳以上	4,000円
		一般	4,550円（うち入湯税 550円）

	12歳以上 18歳未満	2,090円（うち入湯税 550円）
	4歳以上 12歳未満	1,540円
	サウナ利用	1,020円
	4歳未満	無料

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 2 冷暖房使用の場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の額には、消費税相当額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の胎内市サンセット中条条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に発行されている第1条の規定による改正前の胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例別表の定めに基づく使用料に係る回数券及び第2条の規定による改正前の胎内市サンセット中条条例別表の定めに基づく使用料に係る回数券は、それぞれ第1条の規定による改正後の胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例別表の定めに基づく使用料に係る回数券及び第2条の規定による改正後の胎内市サンセット中条条例別表の定めに基づく使用料に係る回数券とみなす。

令和8年6月2日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市長寿顕彰条例の一部を改正する条例

胎内市長寿顕彰条例（平成 17 年条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

年齢	顕彰
77 歳（喜寿）	祝品
88 歳（米寿）	顕彰状及び祝品
90 歳（卒寿）	祝品
99 歳（白寿）	祝品
100 歳（百寿）	顕彰状及び祝金（5 万円）

備考

- 1 被顕彰者の年齢区分は、その年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までに当該年齢に達する者とする。
- 2 祝品の内容については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市印鑑条例の一部を改正する条例

胎内市印鑑条例（平成 17 年条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項ただし書中「であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。）」を「をいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改め、同条第 4 項中「公的個人認証法」を「個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）」に改め、「個人番号カード用署名用電子証明書」の次に「をいう。）及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）」を加える。

第 12 条の 2 第 1 号中「個人番号カード」の次に「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、同条第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 特定在留カード（個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）
- (3) 特定特別永住者証明書（個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月2日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

議第 70 号

胎内市胎内フィッシングパーク及び胎内ボート場条例の一部を改正する条例

胎内市胎内フィッシングパーク及び胎内ボート場条例（平成 17 年条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

別表胎内ボート場の部ボート（手こぎ 1 艇）の項中「520 円」を「1,000 円」に改め、同部ボート（足こぎ 1 艇）の項中「1,040 円」を「1,500 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び胎内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|----------|---------------------------|---|--|
| 1 契約の目的 | 胎内市立中条小学校校舎建設に伴う外構工事（第Ⅱ期） | | |
| 2 工事の場所 | 胎内市大川町地内 | | |
| 3 契約の方法 | 随意契約 | | |
| 4 契約金額 | 増額 | 29,081,800 円 | |
| | 変更前 | 253,508,200 円 | |
| | 変更後 | 282,590,000 円 | |
| 5 契約の相手方 | 小野組・小野工務店特定共同企業体 | | |
| | 代表者 | 新潟県胎内市西栄町 2 番 23 号 | |
| | (構成員) | 株式会社小野組 | |
| | | 取締役社長 小野 貴史 | |
| | 構成員 | 新潟県胎内市中条 2478 番地の 1
株式会社小野工務店
代表取締役 小野 和英 | |

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び胎内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する動産 | 油圧ショベル |
| 2 | 取得の目的 | 胎内スキー場のゲレンデ・水路等整備のため |
| 3 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 12,980,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区白金 1 丁目 17 番 3 号
コマツカスタマーサポート株式会社 東京関越カンパニー
社長 砂山 雅彦 |

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和7年度胎内市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

令和7年度胎内市一般会計予算に係る下記事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

記

令和7年度胎内市一般会計予算継続費繰越計算書

第3次胎内市総合計画策定事業

中条小学校改築事業

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

令和7年度胎内市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	予算現額	計				繰越金	特定財源	その他
2 総務費	1 総務管理費	第3次胎内市総合計画策定事業	10,670,000	4,290,000	円	4,290,000	1,254,000	1,254,000	円	円	円	円
10 教育費	2 小学校費	中条小学校改築事業	3,998,642,000	399,966,000	774,129,900	1,174,095,900	137,581,100	137,581,100	82,581,100	55,000,000	円	円

令和7年度胎内市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度胎内市一般会計予算に係る下記事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

記

令和7年度胎内市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

ふるさと納税事業

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還事業

庁舎設備更新事業

社会保障・税番号制度システム整備事業

暖房費助成事業

物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金支給事業

物価高騰対応住民税所得割非課税世帯生活支援給付金支給事業

農業用機械高騰対策支援事業

米粉用米生産農家物価高騰対策支援事業

地域計画実践支援事業

県営ほ場整備事業

県営ため池等整備事業

県営農業用水利施設整備事業

鳥坂大橋維持管理事業

松くい虫防除事業

胎内スキー場改修事業

物価高騰対策地域商品券事業

終末処理場維持管理事業

道路維持管理事業

市道関係整備事業

除排雪事業

橋梁維持事業

河川総務事業

給水車購入事業

防災施設整備事業

トイレカー購入事業

中条小学校グラウンド整備事業

農業用施設災害復旧事業（令和4年8月豪雨）

農地災害復旧事業

その他公共施設・公用施設災害復旧事業

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

令和7年度胎内市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	財源			その他
							地方債	特定財源		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	270,000,000	270,000,000					270,000,000	
2	総務費	1 総務管理費	19,324,000	19,324,000					19,324,000	
2	総務費	1 総務管理費	8,500,000	7,467,000			5,100,000		2,367,000	
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	3,630,000	3,630,000			3,630,000			
3	民生費	1 社会福祉費	13,100,000	3,192,781			3,192,781			
3	民生費	1 社会福祉費	89,900,000	23,160,944			23,160,944			
3	民生費	1 社会福祉費	16,600,000	16,463,949			16,463,949			
6	農林水産業費	1 農業費	44,400,000	44,400,000			44,400,000			
6	農林水産業費	1 農業費	33,000,000	33,000,000			33,000,000			
6	農林水産業費	1 農業費	3,681,000	3,674,000			3,674,000			
6	農林水産業費	1 農業費	39,600,000	37,600,000			31,700,000		5,900,000	
6	農林水産業費	1 農業費	7,953,000	6,278,250			6,200,000		78,250	
6	農林水産業費	1 農業費	380,000	380,000			300,000		80,000	
6	農林水産業費	1 農業費	9,000,000	9,000,000			5,900,000		3,100,000	
6	農林水産業費	2 林業費	100,603,000	100,603,000			60,352,960		40,250,040	
7	商工費	1 商工費	53,000,000	35,900,000			35,900,000			
7	商工費	1 商工費	141,000,000	134,127,216			119,058,216		15,069,000	
8	土木費	1 土木管理費	30,000,000	24,600,000			24,600,000			
8	土木費	2 道路橋梁費	45,600,000	43,895,000			43,800,000		95,000	

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の
報告について

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算に係る下記事項について、地方自治
法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告す
る。

記

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書
農産物加工施設運営事業

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源			内源		一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	地方債	特定財源	諸収入	
1 農林水産業費	1 農業費	農産物加工施設運営事業	15,697,000 円	15,697,000 円			15,600,000 円			97,000 円

令和7年度胎内市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度胎内市農業集落排水事業会計予算に係る建設改良費及び営業費用を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び同条第2項ただし書の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

令和7年度胎内市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出 1	建設改良費 乙地区機能強化更 新工事	174,719,900	65,434,600	68,160,400	円	円	円	41,124,900	0	工事に必要な材料が特注品であるため、納入まで定期的に期間を要し、工事が年度内に完了しなかつたため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	明
						企業債	県負担金	損益勘定留保資金			
1	収益的支出 1	営業費用 下水道仮設管布設 工事	4,889,000	0	4,888,163	円	円	円	837	0	他事業との調整に不測の期間を要し、工事が年度内に完了しなかつたため。

令和7年度胎内市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

令和7年度胎内市水道事業会計予算に係る建設改良費を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき繰り越したので、同項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

令和7年度胎内市水道事業会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継の統費額	令和7年度継続費予算現額			支出義務発生額	残額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越繰越額に係る繰越額を超えるための購入資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越繰越額	計				企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	
1	資本的支出	水道施設機能改良事業	580,000,000	580,000,000	0	580,000,000	0	580,000,000	420,000,000	0	0	420,000,000	0

令和7年度胎内市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度胎内市水道事業会計予算に係る営業費用を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月2日 提出

胎内市長 井畑明彦

令和7年度胎内市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務 発生額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越たな卸 資産の購入限 度額	明 説
						企業債	県負担金	損益勘定 留保資金			
1	収益的支出	1 営業費用	6,000,000	0	4,920,537	0	4,920,537	0	1,079,463	0	他事業との調整に不測の期間を要し、工事が年度内に完了しなかつたため。